

第8章 農村振興局

第1節 農山漁村及び中山間地域 対策等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

また、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、内閣に設置された地域再生本部において「地域再生推進のためのプログラム」が平成16年2月に決定され、これを受けて、平成16年度において、全国で218箇所（農林水産省に關係する支援措置を含むものは119箇所）の地域再生計画が認定された。農林水産省に關係する支援措置としては、遊休化している補助対象施設の転用等による有効活用、農地転用の許可申請手続の円滑化、バイオマスタウン構想の実現に向けた取組み、都市と農山漁村の共生・対流の推進等があげられている。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、都市と農山漁村の共生・対流の推進が経済活性化のための重要な施策の一つとして位置づけられ、平成14年度から都市と農山漁村を双方向で行

き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現に向け、国民運動として民間の取組の拡大を図るとともに、特区手法を含め推進することを示した。平成14年9月には内閣官房副長官及び関係省の副大臣からなる「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を設置して、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた幅広い議論を行い、関係府省が一体となって施策を推進するとともに、平成16年度からは「政策群」の一つとして共生・対流の推進を位置付け、各省横断的に規制改革・制度改革等と予算措置を組み合わせることで推進している。

また、都市と農山漁村双方の生活・文化を享受する新たな生活様式の普及を目指した国民運動を推進するため、民間主体の「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」（通称「オーライ！ニッポン会議」）が発足し、シンポジウムの開催等を通じ広く国民に向けた情報発信等を行っており、これらの活動に対して関係省と連携し、支援・協力を行った。

2 中山間地域等の振興

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供等の面でも重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化による担い手の減少や耕作放棄地が増加するなどの実状にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度や元気な地域づくり交付金（中山間地域等の振興）を中心とした各種の事業を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

(1) 元気な地域づくり交付金のうち中山間地域等の振興

創意工夫を活かした個性ある地域づくりを推進し、農山漁村の活性化を図るため、山村等中山間地域の重要な産業である農林水産業の振興に必要な施設整備及び多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。

また、山村振興法に基づく認定法人等が担う分野において新事業の創出等が図られるようモデル的取組を支援する。

(1) 事業実施主体等：

(ア) 対象地域 山村振興法のほか、特定農山村法、過疎法、半島振興法及び離島振興法により指定された地域

(イ) 事業実施主体 市町村、都道府県、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、第3セクター、PFI事業者等

(2) 交 付 率：定額（1/2以内 等）

(3) 予 算 額：46,606百万円の内数

(2) 中山間地域等直接支払制度

河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域のうち、a～eの要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

- a 急傾斜農用地
- b 自然条件により小区画・不整形な田
- c 草地比率の高い地域の草地
- d 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地）
- e 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、平地地域と対象農用地との生産条件の格差を基に算出した交付単価を乗じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

- a 事業実施主体 市町村
- b 予算額 21,800,000千円

また、中山間地域等直接支払交付金の交付に当たっては、中山間地域等直接支払交付金制度の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく対象地域及び対象農用地の指定並びに対象行為の確認等が行われることが必要である。

このため、都道府県及び市町村が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対し助成する中山間地域等直接支払推進事業を実施している。

予算額 357,088千円

3 特定地域の振興

ア 山村振興対策

17年度における農林水産関連予算は、

(ア) 主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備 1,851億28百万円（うち農業生産基盤等1,088億47百万円、漁村整備162億81百万円）、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等 3,161億76百万円

(イ) 主な非公共事業では、

- a 中山間地域等振興対策 466億7百万円の内数
- b 森林づくり交付金を活用した対策の推進 44億31百万円
- c 強い水産業づくり交付金を活用した対策の推進 152億28百万円

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

山村振興法（昭和40年法律第64号）が平成17年3月に改正され、振興山村市町村において、山村振興計画の作成が進められた。

イ 特殊土壌地帯対策

鹿児島県のシラス等災害を受けやすい特殊土壌地帯

の対策として国土交通省、総務省等とともに各種施策を実施。17年度の農林水産業関連予算は、治山182億48百万円、農業農村整備601億7百万円である。

なお、事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

ウ 過疎地域対策

17年度における農林水産業関連予算は、

- (ア) 主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備1,851億28百万円（うち農業生産基盤等1,688億47百万円、漁村整備162億81百万円）、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等3,161億76百万円
- (イ) 主な非公共事業では、
 - ア 中山間地域等振興対策466億7百万円の内数
 - イ 森林づくり交付金を活用した対策の推進44億31百万円の内数
 - ロ 強い水産業づくり交付金を活用した対策の推進152億28百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

エ 豪雪地帯対策

17年度における豪雪地帯対策に関する農林水産業関連予算は、農業関係2,757億83百万円、林業関係810億77百万円、水産業関係599億90百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

オ 半島振興対策

17年度における農林水産業関連予算は、

- (ア) 主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備1,851億28百万円（うち農業生産基盤等1,688億47百万円、漁村整備162億81百万円）
- (イ) 主な非公共事業では、
 - ア 中山間地域等振興対策466億7百万円の内数
 - イ 森林づくり交付金を活用した対策の推進44億31百万円の内数
 - ロ 鳥獣害対策の推進470億9百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置している。

なお、半島振興法(昭和60年法律第63号)が平成17

年3月に改正されるとともに、同年12月までに、関係道府県において新たな半島振興計画が策定されている。

カ 離島振興対策

17年度における離島振興対策に関する農林水産業関連予算は、

- (ア) 国土保全関係32億8百万円（うち治山18億45百万円、農地海岸3億64百万円、漁港海岸9億99百万円）
- (イ) 産業基盤整備459億72百万円（うち農業農村整備86億46百万円、森林整備18億43百万円、水産基盤整備354億83百万円）

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

キ 奄美群島振興対策

17年度における奄美群島振興対策に関する農林水産業関連予算は、

- (ア) 公共事業では、
 - ア 国土保全関係5億2百万円（うち治山2億61百万円、農地海岸2億7百万円、漁港海岸34百万円）
 - イ 産業基盤整備147億86百万円（うち農業農村整備123億26百万円、森林整備6億64百万円、水産基盤整備17億96百万円）
- (イ) 非公共事業では
 - ア さとうきび生産対策470億9百万円の内数
 - イ 植物防疫対策（特殊病害虫特別防除等）27億42百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

ク 活動火山周辺地域防災営農対策

火山の爆発に伴う降灰等により農作物が被害を受け農業経営に著しい支障を及ぼすおそれのある地域に対し、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条により都道府県知事が策定した防災営農施設整備計画に基づいて行う、防災営農施設の整備等に対し補助している。

17年度は、鹿児島県第11次、宮崎県第8次防災営農施設整備計画（いずれも17～19年度）に基づき防災営農対策を実施した。

17年度における防災営農対策の実施状況は表1のとおりである。

表1 17年度防災営農対策の実施状況(事業費)

(単位:千円)

鹿児島県	
非公共事業	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	2,082,724
宮崎県	
非公共事業	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	202,524

4 都市と農村の共生・対流等の促進

(1) 元気な地域づくり交付金

(グリーン・ツーリズム、都市農業の振興)

新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、地域ぐるみで行う受入体制及び多様な取組主体の育成や、都市部における農業者と住民との交流・ふれあい活動の推進を支援する。

また、地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点の整備や、都市部における交流・ふれあい活動及び持続的な営農活動展開等に必要な簡易な基盤整備、直売所等を整備を実施する。

- a 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、PFI事業者、NPO法人等
- b 交付率 定額(1/2以内等)
- c 予算額 46,606百万円の内数

(2) グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業

都市側の動きの支援や都市と農山漁村のつながりの強化を図るため、農山漁村情報等のデータベースの整備、都市部等での農山漁村情報提供の充実強化、教育関係者、NPO、関係企業等と受入側とのマッチング活動や外国人旅行者等に対する日本のグリーン・ツーリズム情報の提供等を総合的に推進するセンター機能の確立を図るものである。

- a 事業実施主体 民間団体
- b 補助率 定額
- c 予算額 83,066千円

(3) グリーン・ツーリズムビジネス育成事業

グリーン・ツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、交流・体験サービスのニーズに即した多様な展開と魅力向上のための調査検討、グリーン・ツーリズムビジネスの起業家や各種体験活動等の企画・立案・調整を行うコーディネーター、地域ぐるみのグリーン・ツーリズムを運営するマネージャー等の育成・確保等を実施するものである。

- a 事業実施主体 民間団体
- b 補助率 定額
- c 予算額 73,307千円

5 農村における就業・所得機会の創出等

(1) 農村地域への工業等導入の促進

ア 「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。本法に基づき、17年3月末現在で1,000市町村において8,536社が導入され、約53万人が雇用されている。

イ 農村地域への工業等の導入を促進するために、次の事業を実施した。

- (ア) 農村地域工業等導入促進施策の一環として、地方公共団体等による工場用地等の取得・造成並びに立地する企業の設備等の導入を円滑に促進するため、農村地域工業等導入資金の貸付けを行った農協系統金融機関に対し、都道府県が利子補給を行った場合にその経費を国が補助する農村地域工業等導入資金融通促進事業について、17年度には10年度から16年度までの融資額57億円について引き続き利子補給を行い、新たに1億円の融資を行った。
- (イ) 農村地域の活性化を図るため、地域の振興に関する地方公共団体の計画に従って設置される就業機会の増大に寄与する施設等を整備する事業に関して行う、農村総合整備事業の地域整備関連総合整備事業(うち工業等導入関連)を17年度においては2地区で実施した。
- (ウ) 農林水産省は、農村地域への工業等の導入についての情報の収集及び提供、産学官連携の推進を図るため、財団法人農村地域工業導入促進センターの行う農村地域工業団地リフレッシュ事業について10,156千円を交付し事業の推進を図った。

(2) 農業就業改善対策

・地域密着型就業機会創出支援調査委託事業

農業者の就業環境の整備、就業機会の確保を図るため、従来型の工業等の誘致のみに依存した就業機会確保方策から工業等の誘致、誘致企業の定着促進、地域の多様な資源を活用した地域密着型の産業の育成・振興等を組み合わせた総合的な就業機会確保方策の策定に向け、次の活動を実施した。

- (ア) 誘致企業と地域との連携の現状や課題等に関する調査等の実施
- (イ) モデル市町村における実験事業の実施
- (ウ) 連携方策の策定、普及啓発に向けた検討委員会の

開催

(エ) 連携推進のデータベース（地域活性化支援ナビゲーション）の構築

(3) 日系農業者支援

・国際農業交流促進特別対策事業

全国拓植農業協同組合連合会（JATAK）は、中南米諸国等の農業者組織との提携によりこれらの農業者との技術及び情報の交流、農業技術普及交流センター活動及び資金協力等を推進することにより、中南米諸国等の日系農業者の経営近代化及び我が国の国際協調の促進に資する活動を行った。

農林水産省は、JATAK の行う国際農業交流促進特別対策事業について140,965千円を交付し事業の推進を図った。

ア JATAK の行う国際農業交流促進特別対策事業

(ア) 地域農業プロジェクト協力事業

日系農業者の技術基盤等の強化のため、重点地区を対象に、専門家による技術指導、リーダー育成、研修生の受入れ等をパッケージしたプロジェクト協力事業を実施した。

(イ) 農業技術普及交流センター活動事業

農業技術の試験研究、成果の普及等を行う農業技術普及交流センターの施設・備品を整備し、研究員による試験研究を行うとともに日系農業者等に対する研修等を通じて日系農業者等間の交流及び技術、情報等の普及を図る事業を行った。

(ウ) 資金援助推進対策事業

日系農業者等に対する資金援助を推進するため、農業援助資金及び農地取得資金を融通した金融機関に対し、利子補給を行った。

(エ) 農業交流推進活動

国際農業交流促進特別対策事業の円滑な推進と発展方向を位置づけるための検討委員会を開催するとともに、農業交流に関する啓発普及資料等の各種情報提供を行った。

イ 農業拓植基金協会の行う農業移住者援護事業

財団法人地方農業拓植基金協会等と社団法人中央農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の円滑化に資するため、その援助者の金融機関からの借入金について債務保証を行った。

(4) 外国人研修

受入機関における研修等の実態を踏まえた効果的な外国人研修・技能実習の推進のための調査委託事業を（財）国際研修協力機構に対し、8,671千円で委託した。

事業内容は以下のとおりである。

ア 農林水産分野における外国人研修生等の受け入れ

機関を対象とした現地相談会を開催し、個々の受入機関が抱える問題等について実態把握を行った。

イ 外国人研修生受入機関を対象としたアンケート調査を実施し、研修現場の実態把握に努めるとともに、現地ヒアリングを行い優良事例の収集を行った。

ウ 研修実施に当たっての基準の明確化及び研修制度の見直し等効率的な研修を推進するためのガイドライン策定に向けたデータの収集、論点の整理を行った。

エ 効果的な研修の実施に向け、情報誌の発行等による普及啓発活動を実施した。

第2節 農用地の確保と計画的な土地利用の推進

1 農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、50年7月に施行された。

59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するための同法の一部が改正され、同年12月に施行された。

11年には農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、12年3月20日に施行された。

17年には農業振興地域整備計画の透明性を一層向上させる観点から同法の一部が改正され、同年9月1日に施行された。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

11年改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等を内容とする基本指針が12年3月17日に定められた。

また、17年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年11月15日に一部が変更された。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

同法が44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた(沖縄県については、47年度に定められた)。

(3) 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、17年3月末現在2,932地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,721万haに達しており、国土面積の約45%を占めている。

(4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、17年3月末現在2,931の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、17年3月末現在約491万haに達している。そのうち現況農地の総面積は約425万haであり、農業振興地域内の農地の約9割が農用地区域に含まれている。

(5) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置 ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

(6) 条例に基づく地域の農業の振興に関する計画

近年、住民主体の地域作りに対する関心の高まりに应じて、市町村が住民の間で今後の土地利用の方向性についての合意形成を図りつつ、条例に基づく土地利用計画等を策定することにより、景観等に優れた魅力ある農村づくりに取り組む動きが拡大している。このような取組みの中でも、今後の農地の利用について住民の間での合意形成を図りその保全と効率的な利用を確保しようとするものは、優良農地の保全や効率的な利用に資するとともに望ましい土地利用の実現に資す

るものと考えられる。

このため、市町村が条例に基づき定める地域の農業振興に関する計画において、当該計画に係る区域内の農用地等の保全と効率的な利用を確保するために計画的に農用地等以外の用途に供される土地の区域と当該区域において設置する施設を定めている場合であって、一定の立地要件等を満たす施設の用に供される土地についても、農用地区域の設定との整合性を図り、農用地区域からの除外が可能となる措置を位置づけた。

(7) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

農山村地域における土地利用については、食料の安定供給の確保を図る観点から、必要な優良農地を確保しつつ、地域の社会・経済上必要な非農業的土地利用に適切に対応する必要がある。

このため、地域の農業の振興の観点から、市町村が作成した「地域の農業の振興に関する計画」において定められた施設であって、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものについては、公益性が特に高いと認められる施設として、計画的に対応する措置を11年法改正により位置付けている。(従来の通達に基づく農村活性化土地利用構想及び農業集落地域土地利用構想は11年法改正により廃止)

2 景 観 法

(1) 法制度及びその趣旨

景観形成のための取組は、これまで、地方自治体による自主条例や地域住民による協定の締結等を中心に進められてきたが、景観形成のための行為規制等の面で限界も生じている。

このような状況に対して、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的として、景観法(平成16年法律第110号)が制定された。

(2) 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、景観行政団体が、景観計画を定める。さらに、農山村地域においては、景観計画に適合して市町村が景観と調和のとれた良好な営農条件を確保する必要がある土地の区域について景観農業振興地域整備計画を定めることができる。景観農業振興地域整備計画は、景観と調和した土地の農業上の利用に関する事項及び農用地・農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。景観農業振興地域整備計画の区域については、景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導するための市町村長の勧告制度のほか、NPO法人等も農地の利用権を取得し管理できるよう、農地法の特例等の措置が講じられて

いる。

3 農地転用の状況

(1) 全 体 の 動 向

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和47、48年をピークに昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、平成13年は農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外及び農業経営基盤強化促進法該当とも前年を下回り、農地転用面積では初めて2万haを下回り、平成16年には、1万7,675ha（対前年比98.2%）、採草放牧地では39.4haとなっている。

(2) 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が29.2%、「その他の業務用地」が28.7%、「道水路・鉄道用地」が10.0%で、これら三者で全体の約70%を占める。

(3) 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、全体では「その他の法人・団体」（34.4%）、「農家以外の個人」（29.4%）、「農家」（19.3%）でほとんどを占めており、農地法第4、5条該当以外（農業経営基盤強化促進法該当を除く）では「地方公共団体」（51.9%）が過半を占め、次いで「農家」（16.7%）、「農家以外の個人」（16.3%）となっている。

第3節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

食料・農業・農村基本法の基本理念である、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の実現を図るため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

このため、平成17年度においては、既存ストックの有効活用を重視した保全管理、農業の構造改革を推進する生産基盤整備、地域再生に資する活力ある安全で美しいむらづくりに重点を置き、計画的かつ効率的に実施している。

(2) 土地改良長期計画

平成15年度から19年度までの5箇年間を計画期間とする新たな土地改良長期計画が平成15年10月10日に閣議決定された。

新たな計画は、食料・農業・農村基本法の制定や土

地改良法の改正等を踏まえ、平成18年度までの第四次計画を途中で打ち切り新たに策定したものであり、社会経済情勢の変化に機動的に対応できるよう計画期間を10年から5年に短縮している。

新たな計画では、農業者のみならず、消費者を含む国民全体に対する成果を念頭に、「いのち」、「循環」、「共生」の観点から、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に農業農村整備を実施することとしており、従来の「事業費」を内容とした計画を改め、「達成される成果」に重点を置いた計画としている。

また、本計画に基づき各施策を実施するに当たっては、施策連携の強化、既存ストックの有効活用、地域の特性に応じた整備、多様な主体の参加の促進、事業評価の厳正な運用と透明性の確保、工期管理とコスト縮減の観点を踏まえて、効率的かつ効果的に事業を実施することとしている。

計画期間内における、政策目標ごとの目指す主な成果及び事業量は次の通りである。

ア 農用地総合整備事業

【意欲と能力のある経営体の育成】

<目指す主な成果>

農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

<事業量>

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として、約13万haの農地において整備を実施

【総合的な食料供給基盤の強化】

<目指す主な成果>

水稻と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上

<事業量>

約6.9万haの農地において、区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を実施

【循環型社会の構築に向けた取組】

<目指す主な成果>

・家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量45%（H14）→55%（H19）

・農業集落排水汚泥のリサイクル率を計画期間内に約280万トン増加

<事業量>

・家畜排せつ物等をたい肥、エネルギー等として利活用するための施設の整備を約120地区において実施

・農村地域における資源循環の促進を図るため、

農業集落排水汚泥のリサイクルを約940地区で新たに実施

【自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造】

＜目指す主な成果＞

- ・田園自然環境の創造に着手した地域
約500地域（H14）→約1,700地域（H19）

【個性ある美しいむらづくり】

＜目指す主な成果＞

- ・污水处理人口普及率
76%（H14）→86%（H19）
- ・農業集落排水処理人口普及率
39%（H14）→52%（H19）

＜事業量＞

- ・農業集落排水施設の整備を約1,600地区において実施

イ 基幹農業用排水施設整備事業

【安定的な用水供給機能等の確保】

＜目指す主な成果＞

基幹的農業用排水施設が有する延べ250万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保

ウ 防災事業

【農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献】

＜目指す主な成果＞

- ・湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積
約100万ha（H14）→約76万ha（H19）

＜事業量＞

それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全等の各種防災事業を約4,500地区で総合的に推進

2 農業生産基盤整備事業

(1) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上（畑地帯にあっては、1,000ha以上）、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上（畑地帯にあっては、100ha以上）にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

イ 17年度における整備の目標

新たな長期計画において基幹農業用排水施設整備事業については、既存ストックを有効活用するとともに、畑地における農業用排水施設の整備を行うこと等により安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図ることとしている。

したがって、17年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、着実な推進を図った。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の17年度事業実施額は2,926億円で、事業種別の実施額及び地区数は表2のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

17年度における継続地区は農林水産省69地区、北海道42地区、沖縄5地区計116地区で、これらの地区においては16年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省7地区、北海道11地区、沖縄2地区計20地区は事業を完了した。

また、17年度においては、新たに農林水産省5地区、北海道6地区計11地区の新規着工並びに農林水産省1地区、北海道1地区計2地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。（表3）

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営基幹水利施設補修事業を実施している。

さらに水田農業経営確立対策を推進し、効率的な水田営農の展開を図るため、水田の排水条件の改善を行う水田農業経営確立排水対策特別事業を実施している。

17年度においては、継続地区353地区の事業を推

進するとともに、このうち56地区を完了し、また、新たに32地区について着工した。

エ 水資源機構事業

水資源機構は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・独立行政法人水資源機構法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業（農業用水関係分）においては、17年度予算事業費249億8,912万円、うち農水補助金額93億5,900万円をもって、愛知用水二期、香川用水施設緊急改築、豊川用水二期、印旛沼開発施設緊急改築及び群馬用水施設緊急改築の継続5地区を実施するとともに、このうち香川用水施設緊急改築の1地区を完了し、また、新たに両筑平野用水二期の1地区について着工した。

また、管理事業（農業用水関係分）においては、17年度予算事業費105億2,938万円、うち農水補助金額21億8,600万円をもって、群馬用水、利根導水路、

埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施した。

(2) 水田地帯の整備

ア 経営体育成基盤整備事業

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、農地の利用集積や経営体の育成、生産基盤整備の目標等を定めた基盤整備関連経営体育成等促進計画を策定し、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施するもので、受益面積がおおむね20ha以上で、経営体への経営等農用地面積のシェアの増加及び認定農業者の一定割合以上の増加が図られることが確実である地区について、国庫補助率50%（沖縄75%、離島55%、奄美60%）で実施した。

平成17年度には、農外企業の農業分野への参入を推進し、地域農業における担い手や農地の適正かつ

表2 17年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営かんがい排水	(193,916,755)															
	231,594,000	69	(7)	5	6	80	42	(11)	6	4	52	5	(2)	0	—	5
（一般型）	(193,916,755)															
	231,594,000	69	(7)	5	6	80	42	(11)	6	4	52	5	(2)	0	—	5
かんがい排水	224,078,000	65	(6)	4	6	75	35	(8)	4	4	43	5	(2)	0	—	5
国営造成土地改良施設整備	6,246,000	4	(1)	1	—	5	4	(1)	2	—	6	—	(—)	—	—	—
直轄明渠排水	1,270,000	—	(—)	—	—	—	3	(2)	0	—	3	—	(—)	—	—	—
（特別型）	(—)															
かんがい排水	—	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
土地改良調査計画費	299,781															
補助かんがい排水	(31,946,000)															
	60,742,355	307	(49)	25	—	332	20	(5)	4	—	24	26	(2)	3	—	29
かんがい排水	(29,403,000)															
	55,610,889	247	(35)	17	—	264	17	(3)	3	—	20	26	(2)	3	—	29
一般型	(26,390,000)															
	49,584,899	176	(22)	15	—	191	13	(1)	2	—	15	26	(2)	3	—	29
広域農業基盤緊急整備型	(126,000)															
	252,000	2	—	—	—	2	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
排水対策特別型	(2,887,000)															
	5,774,000	69	(13)	2	—	71	4	(2)	1	—	5	—	(—)	—	—	—
基幹水利施設補修	(2,543,000)															
	5,131,466	60	(14)	8	—	68	3	(2)	1	—	4	—	(—)	—	—	—

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 2 実施額の上段（ ）は国費、下段は事業費。
 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策等」を含む。
 5 「国営かんがい排水」の実施額には、施設機能監視分を含まない。

表3 平成17年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施計画地区
かんがい排水	農林水産省	大崎西部 道前道後平野（一期） 迫川上流（二期） 日野川用水（二期） 安曇野 寒河江川下流	小田川二期 平鹿平野（二期） 中信平二期 斐伊川沿岸	新川流域
国営造成土地 改良施設整備	北海道	雨竜川中央 北空知 忠別 フラヌイ二期 空知川右岸（一期） 幕別 札内川第二（一期） 斜里（二期）	勇払東部（二期） 札内川第二（二期） 雄武中央（二期） 別海南部	大野平野
	沖縄	沖縄本島南部（一期） 沖縄本島南部（二期）		
	農林水産省	吉野川北岸	弓浜半島	
	北海道	天塩川上流	当別太美 てしおがわ	
直轄明渠排水	北海道	アトサヌプリ 昭栄西		

効率的な利用の確保をするため、農外企業を事業の集積対象者として新たに位置づけた。

イ 水田農業振興緊急整備事業

本事業は、水田における麦・大豆等の土地利用型作物が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策と土づくり対策等を機動的・緊急的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、米の計画的生産外の面積（生産調整面積）の概ね5割以上、若しくは裏作の場合は地区の水田面積の3割以上に麦・大豆等の作付けが確実である地区について、国庫補助率50%で実施した。

17年度における経営体育成基盤整備事業（地域水田農業支援緊急整備事業を含む）、水田農業振興緊急整備事業の実施状況は表4のとおりである。

表4 経営体育成基盤整備事業（地域水田農業支援緊急整備事業を含む）、水田農業振興緊急整備事業の実施状況

	(単位：千円)	
	地区数	予算額
経営体育成基盤整備事業	1,125	85,117,000

水田農業振興緊急整備事業 24 800,000

(3) 基盤整備を契機とした担い手育成対策等

ア 経営体育成促進事業

経営体育成基盤整備事業等のハード事業の完了時までに、事業地区の農用地面積に占める担い手の経営等農用地面積が、一定以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が、土地改良区等に対し、農家負担金の一部について無利子資金の貸し付けを実施した。

(4) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約214万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しており、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯の

かんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、17年度における実施事業の実績及び地区数は表5のとおりであり、総額778億円の事業を実施した。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。17年度においては、継続地区3地区の事業を推進している。

イ 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

(ア) 概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成17年度においては、新規15地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整理

及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全）、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) ・20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上

・担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であること。

(補助率) 50～75%

ウ 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）

(ア) 概説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行うものであり、平成17年度においては、新規32地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設（単独で行う施設整備事業を含む）、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、土層改良（単独で行う土層改良事業を含む）、農用地造成、農用地の保全）、営農用水施

表5 17年度畑地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数									
		農林水産省					北海道				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
畑地帯総合土地改良	(2,209,515)										
パイロット	2,635,000	—	(—)	—	—	—	3	(—)	—	—	3
畑地帯総合整備	(39,821,000)										
	75,132,165	303	(44)	29	—	332	105	(39)	16	—	121
担い手育成型	(23,613,613)										
	43,653,515	162	(19)	14	—	176	44	(16)	—	—	44
担い手支援型	(11,845,487)										
	22,921,534	90	(12)	15	—	105	60	(22)	16	—	76
一般型	(3,542,350)										
	7,073,500	40	(9)	—	—	40	1	(1)	—	—	1
緊急整備型	(819,550)										
	1,483,616	11	(4)	—	—	11	—	(—)	—	—	—

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む

2 実施額の上段（ ）は国費、下段は事業費

表6 農用地再編整備事業の実施状況

	地区数				実施額（千円）	
	継続	うち完了	新規	計	事業費	国費
国営農地再編整備事業	5	(一)	—	5	12,020,000	10,117,747
農林水産省	3	(一)	—	3	7,520,000	6,445,747
北海道	2	(一)	—	2	4,500,000	3,672,000
農用地開発事業						
都道府県営農地開発	4	(4)	—	4	804,720	400,754
農林水産省	4	(4)	—	4	804,720	400,754
北海道	—	(一)	—	—	—	—
沖縄	—	(一)	—	—	—	—
奄美	—	(一)	—	—	—	—

設（単独で行う営農用水事業を含む）、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

（事業主体）都道府県

（採択基準）・30ha（沖縄及び奄美20ha）以上

・担い手の受益農家戸数に占める割合又は、担い手の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上

（補助率）都道府県営：50～75%

（5）農用地再編整備事業

農用地再編整備事業は、未墾地の開発や既耕地と未墾地の一体的整備を行うものであり、既耕地の整備を主体とする国営農地再編整備事業と、農地の造成を主体とする農用地開発事業に区分して実施している。事業種別の実施状況は表6のとおりである。

ア 国営農地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止し、経過措置により事業を実施している。

17年度の実施地区数は、継続5地区（農林水産省3、北海道2）である。

イ 農用地開発事業

農用地開発事業は、経営規模の拡大や主産地の形成等を目的に、国又は都道府県が事業主体となり、農地造成とかんがい施設、農道等の整備を行う事業である。国が事業主体となる国営農地開発事業につ

いては、平成元年度に事業制度を廃止し、平成15年度に継続地区が全地区完了したところである。

17年度の実施地区数は、都道府県営で継続4地区（農林水産省4）であり、17年度で全地区完了した。

（6）国営干拓事業

ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締め切り干陸することにより新たに優良農地を造成する事業である。

（ア）特別会計（一般型・特別型）

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、一般型にあつては事業実施の翌年度から、特別型にあつては事業完了後地元負担金として徴収することになっている。

平成17年度における特別会計予算額の事業区別内訳は表7のとおりである。

表7 国営干拓事業特別会計予算事業区別内訳

（単位：千円）

事業区別	地区数	予算額
一般型	2	13,002,253
特別型	—	—
計	2	13,002,253

（7）緑資源機構事業

ア 緑資源機構の経緯等

緑資源機構は、昭和31年に設立された森林開発公団が、平成11年10月に農用地整備公団の業務を継承し緑資源公団と改称し、平成15年10月に独立行政法人緑資源機構として設立されたものである。

農用地整備公団の前身である農用地開発公団は、農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当

な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、昭和52年に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲を拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになってともに、解散した八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、受益者からの賦課金徴収等の業務を公団が継承することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され（昭和57年法律第51号）、国際協力事業団等の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申をかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

平成9年には、閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、農用地整備公団を廃止し、その業務を森林開発公団に移管することとされたことから、緑資源公団に業務を継承することとなった。

緑資源公団は、農用地総合整備事業の実施及び調査中の地区を継承するとともに、海外農業開発の調査業務についても継承し、引き続き実施することとなった。また、食料・農業・農村基本問題調査会の答申（平成10年9月）を踏まえ、森林、農用地の公益的機能を維持増進するため、中山間地域における森林と農用地の一体的な整備を新たに実施することとなった。

その後、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、特殊法人等の行う業務及び組織形態の見直しが行われ、平成15年10月に緑資源公団は解散し、独立行政法人緑資源機構が設立され、引き続き業務を実施することとなった。

イ 業務内容

広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施するもので、広域農業開発事業は、10年度、畜産基地建設事業は、11年度に完了した。農用地等緊急保全整備事業は、自然条件の特殊性に起因した障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良を短期集中的に実施するもので、12年度に完了した。

現在は、農業構造の急速な改善の必要な農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び中山間地域における森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する特定中山間保全整備事業を実施している。

なお、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、農用地総合整備事業は、平成15年度新規着工までに地権者の同意等所定の手続きが進められない地区は事業の中止、NTT-A型プロジェクトに対する貸付業務については廃止されることとなった。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので（農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上）、補助率は、工種毎に内地40%～2/3、北海道40～80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域で、必要な施策が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されている。このため、本事業では、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持増進を図る。補助率は55%以内（基幹農林道は2/3以内）である。

ウ 業務の実施状況

(ア) 緑資源機構国内事業

a 農用地総合整備事業

17年度においては、美濃東部区域（岐阜県）のほか7区域を継続実施し、このうち直入庄内区域（大分県）が完了した。

b 特定中山間保全整備事業

17年度においては、阿蘇小国郷区域(熊本県)を継続実施するとともに、新たに呂智西部区域(島根県)の全体実施設計に着手した。

なお、17年度における実施状況は、表8のとおりである。

表8 17年度緑資源機構国内事業の実施状況

(単位：千円)			
事業名	区域数	事業費	国費
緑資源機構事業	10	23,938,000	16,540,000
農用地総合整備事業	8	21,938,000	15,119,146
特定中山間保全整備事業	2	2,000,000	1,420,854

(イ) 緑資源機構海外農業開発事業

独立行政法人国際協力機構からの委託により、ブルキナファソ国砂漠化防止対策推進体制検討調査、マリ国セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査、ニジェール国サヘルオアシス開発計画調査及びチリ国への技術協力プロジェクトの実施に対する支援業務及び研修等を実施した。

また農林水産省からの補助事業として、砂漠化防止や農地・土壌侵食防止に対処するための実証調査、住民参加型の村づくりを通じた復興支援対策調査、海外農業開発に必要な種々の情報の整備等を実施した。

なお、17年度における実施状況は表9のとおりである。

表9 17年度緑資源機構海外農業開発事業の実施状況

(単位：千円)			
(1) 受託事業			
マリ国セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査			
ブルキナファソ国砂漠化防止対策推進体制検討調査			
ニジェール国サヘルオアシス開発計画調査			
チリ国への技術協力プロジェクト等			
受託額		511,082	
(2) 補助事業			
地域資源利活用農業農村開発基礎調査			
	補助額	23,219	
砂漠化防止等環境保全対策調査	〃	272,491	
農地・土壌侵食防止対策基礎調査	〃	49,154	
参加型農業農村復興支援対策調査	〃	47,770	

(8) 土地改良調査計画

ア 土地改良調査計画

17年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等地区調査及び地域整備方

向検討調査等を行うとともに、農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化を行い利活用するためのシステム開発、事業実施地区を対象とした環境配慮工法の実証的なモデル調査及び環境調査配慮手法の開発等を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、表10のとおりである。

イ 17年度国営等地区調査

17年度において、実施した地区は表11のとおりである。

3 農村整備事業

(1) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施している。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地への輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このように農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

(広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上となっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

イ 広域営農団地農道整備事業

(アクセス機能強化農道型)

広域営農団地育成対策の一環として、既設の広域営農団地農道に連絡する農道であつて、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道について、都道府県が事業主体となて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200

ha以上、延長がおおむね3 km以上、車道幅員がおおむね5 m以上、新たにインターチェンジその他の物流拠点が整備された地域であることとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置農法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

ウ 広域営農団地農道整備事業

（中山間活性化ふれあい支援農道型）

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携

をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3 km以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

エ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となつて

表10 17年度土地改良調査計画費

事 項	(単位：千円)		
	農林水産省	北 海 道	沖 縄
土地改良調査計画費	10,659,000	2,924,541	501,623
（農 地）			
農業基盤整備基礎調査費	250,800	19,200	8,500
農業水利ストック有効活用緊急整備調査費	185,353	45,600	1,000
広域基盤整備計画調査費	301,799	135,000	20,000
地域整備方向検討調査費	509,000	255,000	30,000
国営地区調査費	520,000	645,000	140,000
事業計画管理地区調査費	136,500	28,800	3,900
広域農業基盤整備管理調査費	3,529,096	1,585,646	178,322
都道府県営事業地区計画費	58,500	8,500	5,000
計画技術指針作成調査費	135,542	12,200	6,550
農業水利基本調査費	116,800	7,500	1,700
地下水調査費	120,100	12,800	34,300
土地利用計画調査費	34,500	1,300	500
農村整備・活性化基本調査費	109,000	10,500	10,500
集落地域整備推進方策策定調査費	9,400	300	300
農村基本資源調査費	58,410	13,500	10,000
農業農村整備事業計画検討調査費	121,500	9,000	7,500
農業生産基盤整備推進調査費	55,500	17,500	—
農村整備推進調査費	15,000	—	—
農用地基盤管理技術策定調査費	27,300	4,500	—
農村総合開発整備調査費	10,860	5,440	—
農村振興整備状況調査費	33,209	—	—
農村振興目標・方策調査費	19,000	—	—
多面的機能維持増進調査費	60,000	—	—
地すべり調査費	79,400	2,000	—
農業農村整備推進環境保全技術調査費	168,034	—	—
農業用水資源環境基礎調査費	64,000	9,500	2,500
農業農村環境情報整備調査費	50,000	7,000	—
資源保全手法検討調査費	138,600	6,800	4,600
技術調査費	3,131,894	20,322	35,208
事業実施調査費	475,773	11,160	—
土地改良事業等推進調査費	37,223	44,972	273
土地改良施設管理調査費	32,313	5,501	500
機構事業推進調査費	2,834	—	—
補助事業審査指導費	52,760	—	470
土地改良専門技術者育成対策費	9,000	—	—
農業生産基盤整備調査計画費補助	28,000	5,000	5,000

表11 17年度国営等地區調査の実施状況

区 分	農林水産省				北 海 道				沖 縄			
	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
かんがい排水地区	5	1	6	—	4	1	5	2	—	1	1	—
かんがい排水	5	1	6	—	4	1	5	2	—	1	1	—
直轄明渠排水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総合農地防災地区	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—
農地再編整備地区	—	—	—	—	1	2	3	—	—	—	—	—
《国営地区計》	5	1	6	—	6	3	9	2	—	1	1	—
特定中山間保全整備地区	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
《国営等地區合計》	5	1	6	—	6	4	10	2	—	1	1	—

行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良（(イ)～(オ)以外）

(イ) 既設農道の舗装整備

(ロ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯等における農道網の一体的整備

(ハ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域等の農業集落を結ぶ農道の新設または改良

(ニ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実施地域において国営農地再編整備事業（中山間地域型）と一体的に行う農道整備事業

オ 農道環境整備事業

既設農道等の環境面からの更新整備や、農道機能強化面からの整備水準の向上を主体とした整備を計画的に行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が30百万円以上、財源は事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

カ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替り

として、都道府県または市町村等が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4m以上となっている。

なお、北海道、沖縄県、離島、奄美群島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成17年度における農道整備事業の実施状況は表12のとおりである。

表12 平成17年度農道整備事業の実施状況

(単位：千円)

事業区分	地区数	国費額
広域営農団地農道整備事業	161	25,378,000
一般農道整備事業	273	8,900,000
農免農道整備事業	362	18,260,000

(2) 農村総合整備事業

ア 農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土の均衡ある発展を図るため、都道府県により、地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農業生産基盤（農業用排水施設、ほ場整備、農道等）、生活環境施設（農業集落道、農村公園緑地、集落防災安全施設等）及び都市農村交流施設（コミュニティ施設、情報基盤施設等）の整備を、地域ニーズに合わせてメニュー方式で総合的に実施するものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めている。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 9 国費 1,169百万円

イ 農村総合整備統合補助事業

本事業は、平成12年度に第2次地方分権推進計画の趣旨を踏まえて、農村総合整備事業を市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業を創設したものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めている。

農村総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

国費 3,923百万円

ウ 集落基盤整備事業

本事業は、都市近郊地域等における農地のスプロール的かい廃による農業生産性及び土地利用の効率性の低下を防止するため、都道府県又は市町村により、農業と調和した土地利用の整序化を図りつつ、農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住条件の整備及び農村地域の交流基盤の整備を一体的に実施するものである。

集落基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 3 国費 173百万円

エ 集落地域整備統合補助事業

本事業は、農村における適正な土地利用に留意し健全な農村地域社会を建設するため、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1～数個の農業集落を対象として、市町村、土地改良区等により、農業集落を単位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。

集落地域整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 944百万円

オ 地域開発関連整備

(ア) 土地利用秩序形成型

本事業は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成等により、農業を含めた地域の開発・振興を図るため、土地利用調整計画に従い、非農業的土地利用と調整を図りつつ、ほ場整備を実施することにより、優良農用地の確保と非農用地の創設を行うものである。

(イ) 地域整備関連促進型

本事業は、地域の活性化に資すると認められる構想と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤の整備を総合的に実施することにより、これらの構想等の円滑な推進と農業の生産性の向上を図るものである。

地域開発関連整備の実施状況を以下に示す。

実施地区数 21 国費 1,347百万円

(3) 農村振興総合整備事業

ア 農村振興総合整備事業

本事業は、地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、都道府県により、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備等を総合的に実施するものである。

農村振興総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 87 国費 5,256百万円

イ 農村振興総合整備統合補助事業

本事業の実施内容は、上記アの事業と同一であるが、市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業として実施するものである。

農村振興総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 8 国費 5,005百万円

ウ 美しいむらづくり総合整備事業

本事業は、活力ある農林水産業の持続的な発展を図るとともに、自然環境や景観にも優れた美しい村づくりを実現するため、地方公共団体、地域住民、NPOなどの多様な主体の参画により、農業生産基盤と生活環境等の総合的な整備を実施するものである。

美しいむらづくり総合整備事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 510百万円

エ むらづくり交付金

本交付金は、地域の創造力を活かせるよう、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、市町村の提案による事業も含めた農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施するものである。

むらづくり交付金の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 21 国費 10,000百万円

(4) 田園整備事業

ア 田園空間整備事業

本事業は、農村の有する豊かな自然、伝統、文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を総合的にを行い、魅力ある田園空間づくりによる都市との共生の推進に資するものである。

田園空間整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 36 国費 2,710百万円

イ 田園交流基盤整備事業

田園空間整備事業と併せて、農村の活性化に資す

る集落間の連絡に必要な農業集落道等の交流基盤の整備を行うものである。

田園交流基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 7 国費 439百万円

(5) 地域用水環境整備事業

ア 地域用水環境整備事業

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全など多面的な機能（地域用水機能）を有しており、このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中で、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等、その一層の発揮が求められてきている。

本事業は、農業水利施設の適切な維持管理を確保しつつ、地域住民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させていくための以下の整備を行うものである。

(イ) 地域用水環境整備事業

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持・増進を図るための施設の整備を実施。なお、市町村等が行う場合は、統合補助事業として実施。

実施地区数 139 国費 3,367百万円
新規採択地区数 17 新規採択総事業費 67億円

(ロ) 歴史的施設保全事業

文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施。

実施地区数 1 国費 16百万円
新規採択地区数 1 新規採択総事業費 30百万円

(6) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の成育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

また、農村地域における資源循環の促進の観点から、平成14年度より集落排水汚泥や処理水のリサイクル計画の策定を新規採択にあたっての要件とした。

国庫補助率は50%（内地、北海道）・60%（奄美）及

び75%（沖縄）であり、平成17年度には継続508地区の事業を実施するとともに、102地区について新規着工を行った。

農業集落排水事業の実施状況 （単位：千円）

	16年度	17年度
農業集落排水事業	62,400,000	42,200,000

(7) 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤等の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、①過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村、②採択面積は、生産基盤整備事業に係る受益面積の合計が都道府県営事業の場合はおおむね60ha以上、市町村営事業の場合はおおむね20ha以上を対象とする。

国庫補助率は、55%（北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%）で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

17年度における実施地区数は、463地区（うち新規45地区）

（単位：千円）

	16年度	17年度
中山間地域総合整備事業	53,714,770	47,210,000

4 農地等保全管理事業

(1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

(項) 農地等保全管理事業費

(目) 国営総合農地防災事業費

(目) 直轄地すべり対策事業費

(目) 農地防災事業費補助（防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助）

(目) 農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保全整備事業費補助）

(目) 農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合

農地防災事業費補助)

(項) 農村整備事業費

(目) 中山間総合整備事業費補助 (中山間地域総合
農地防災事業費補助)

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 鉱毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱(40年12月24日40農地D第1829号)、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱(42年3月8日42農地D第24号)、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱(60年4月5日60構改D第395号)、公害防除特別土地改良事業実施要綱(47年1月11日46農地D第808号)及び国営総合農地防災事業実施要綱(元年7月7日元構改D第486号)等に基づいて計画的に行われている。

17年度における各事業の実施状況は、表13のとおりである。

(2) 土地改良施設の管理

土地改良事業によって造成された農業水利施設は、農業生産を支える基本的施設であるとともに、生態系や景観の形成などの多面的機能を発揮する重要な社会共通資本である。

今日、これらの農業水利施設は、ダムなどの基幹施設から末端の農業用排水施設に至るまで膨大なストックを形成していることから、効率的な更新整備や保安全管理を充実していくことが重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で17年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で17年度は1地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で17年度は26地区で実施した。

(エ) 国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象に、機能診断及び予防保全基本計画の策定を国が行う事業で17年度は84地区で実施した。

(オ) 国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業で17年度は13地区で実施した。

(カ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で17年度は29地区で実施した。

(キ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で17年度は239地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業等

(ア) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備を行う事業で17年度は263地区で実施した。

(イ) 土地改良施設修繕保全事業

国営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で17年度は18地区で実施した。

(ウ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

(エ) 農業水利施設保全対策事業

農業水利施設の長寿命化の観点から、的確な施設の機能診断及び予防保全対策を17年度は64地区で実施した。

(オ) 農業水利保全支援事業

土地改良区等の水利団体が保有する許可水利権の申請に関する資料の作成上、水利団体で対応困難な技術計算の指導等を行う事業で17年度は7地区で実施した。

(カ) 国営造成水利施設保全対策事業

国が策定した予防保全基本計画を踏まえ、施設の長寿命化に資する劣化原因の除去や劣化防止対策等の予防保全工事を行う事業で17年度は13地区実施した。

(キ) 基幹水利施設管理技術者育成支援事業

安全性の向上や技術的進展に的確に対応した管理技術の向上を図るため、指導・援助及び研修等を実施する事業で17年度は29地区で実施した。

(ク) 新農業水利システム保全対策事業

農業構造改革と多様な水田営農を進めるため、農業水利施設における水利用の効率化、施設管理

表13 17年度農地防災等事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数					
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	全 計	計	完 了	
国 営 総 合 農 地 防 災 事 業	57,580,000	44,060,000	27	2	1	30	3	
直 轄 地 す べ り 対 策 事 業	2,888,000	2,888,000	6	0	0	6	3	
農 地 防 災 事 業								
防 災 グ ル ム 事 業	5,562,777	2,997,000	40	7	0	47	7	
た め 池 等 整 備 事 業	43,503,741	22,520,729	813	290	0	1,103	353	
湛 水 防 除 事 業	29,622,548	15,416,000	207	23	0	230	23	
農 地 保 全 事 業								
地 す べ り 対 策 事 業	11,288,806	5,627,000	299	35	0	334	71	
農 地 保 全 整 備 事 業	9,462,846	5,279,000	116	12	0	128	30	
農 村 環 境 保 全 対 策 事 業								
水 質 保 全 対 策 事 業	5,061,451	3,073,142	43	6	0	49	9	
公 害 防 除 特 別 土 地 改 良 事 業	1,556,945	820,000	4	1	0	5	0	
地 盤 沈 下 対 策 事 業	5,993,810	3,246,000	33	2	0	35	4	
総 合 農 地 防 災 事 業	3,525,502	1,886,000	19	3	0	22	2	
中 山 間 総 合 整 備 事 業								
中 山 間 地 域 総 合 農 地 防 災 事 業	2,971,497	1,630,000	59	7	0	66	12	
農 業 用 施 設 災 害 関 連 事 業								
鉍 毒 対 策 事 業	500,000	250,000	2	0	0	2	0	
計	179,517,923	109,692,871	1,668	388	1	2,057	517	

の省力化を実現する「農業水利システム保全計画」
と「管理省力化施設整備事業」等を併せて行うも
ので17年度は361地区で実施した。

実施状況（17年度）

	予算額(千円)
直轄管理事業	804,622
広域農業水利施設総合管理事業	382,401
国営造成施設水利管理事業	194,000
国営造成水利施設保全対策指導事業	911,093
国営造成水利施設保全対策推進事業	46,300
国営造成施設県管理補助事業	1,304,091
基幹水利施設管理事業	1,395,779
国営造成施設管理体制整備促進事業	3,251,292
土地改良施設修繕保全事業	226,968
土地改良施設安全管理推進事業	34,000
農業水利施設保全対策事業	362,978
農業水利保全支援事業	23,143
国営造成水利施設保全対策事業	440,588
基幹水利施設管理技術者育成支援事業	293,034
新農業水利システム保全対策事業	2,400,000

5 海 岸 事 業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。17年度における海岸保全事業の実施状況は表14のとおりである。

6 災 害 復 旧 事 業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

表14 17年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
海岸保全施設整備事業(直轄)	3,800,000	3,800,000	3	0	3	1
海岸保全施設整備事業(補助)	10,101,492	5,333,600	116	4	120	9
海岸環境整備事業(補助)	1,479,000	493,000	18	0	18	3
公有地造成護岸等整備事業 (統合補助)	5,000	2,000	1	0	1	1
計	15,385,492	9,628,600	138	4	142	14

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)」、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

(2) 新 規 災 害

17年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表15のとおりである。

表15 17年災被害額

区 分	箇所数	被害額(千円)
直 轄	0	0
農 地	17,004	24,992,300
農 業 用 施 設	13,986	38,921,800
海 岸 保 全 施 設 等	17	767,000
計	31,007	64,681,100

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成17年6月27日から7月15日までの間における豪雨(9月9日指定 政令第296号)

平成17年9月1日から9月8日までの間における暴風雨及び豪雨(10月28日指定 政令第329号)

また、局地的に激甚であった災害については、農地、農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の17年度における事業の実施状況は、表16のとおりである。

表16 17年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄	0	0
農 地	9,287,711	8,488,968
農 業 用 施 設	15,003,107	14,222,945
海 岸 保 全 施 設 等	276,065	209,807
計	24,566,883	22,921,720
農 業 用 施 設 関 連	2,214	1,107
農地災害関連区画整備	0	0
海岸保全施設等関連	0	0
災害関連農村生活環境施設	292,204	146,102
災害関連緊急地すべり	113,044	74,496
計	407,462	221,705
合 計	24,974,345	23,143,425

(3) 過 年 災 害

16年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち16年度に完了しなかったものの、17年度における事業の実施状況は、表17のとおりである。

表17 17年度過年災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄		
16年災	4,045	4,045
農 地		
15年災	385,225	353,251
16年災	6,057,733	5,639,749
農 業 用 施 設		
15年災	105,507	99,177
16年災	10,271,974	9,850,823
海 岸 保 全 施 設 等		
16年災	443,375	338,193
農 業 用 施 設 関 連		
16年災	34,177	29,016

農地災害関連区画整備			
16年災	143,353	109,522	
災害関連農村生活環境			
16年災	528,739	406,600	
計	17,974,128	16,830,376	

7 その他の事業

(1) 元気な地域づくり交付金のうち農村の振興

良好な農村景観の再生・保全に向けた土地改良施設等の改修などを支援することにより美しい田園風景を復興するとともに、効率的な農業経営、農村の活性化、農村集落機能の再編・強化、都市と農村の共生・対流や活力と個性あるむらづくり等に資する情報通信基盤の整備を実施する。

また、農村整備事業や地域活動等を契機とした美しいむらづくりの実現や施設の利活用、景観形成等の取り組み、農業に関連したコミュニティビジネス等の自主的で継続的な地域活動の推進を支援する。

事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、農業協同組合 等

交 付 率：定額（1/2以内、1/3以内等）

予 算 額：46,606百万円の内数

(2) 元気な地域づくり交付金のうち農業生産の基盤の整備

優良農地の確保等に資する、遊休農地の解消、基盤整備を契機とした担い手の育成・農地の利用集積、産地づくり、環境保全型農業の推進及び田園自然環境の創造等の推進を図るため、地域の自主性や創意工夫を活かした柔軟、かつ、きめの細かい農業生産基盤の整備・保全及び関連する推進施策を支援する。

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、一部事務組合、農業協同組合、農業者が組織する団体 等

交 付 率：定額（1/2相当、土地改良法に基づく補助率相当 等）

予 算 額：46,606百万円の内数

(3) バイオマスの環づくり交付金

本事業は、地域で発生するバイオマス資源を、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取り組みを支援するものである。

バイオマスの環づくり交付金の予算額を以下に示す。

国費：14,380百万円の内数

(4) バイオマス利活用フロンティア推進事業

本事業は、バイオマスプラスチックの利活用を推進するため、地域における農業資材、食器やゴミ袋等バイオマスプラスチック製品の導入等を推進するための取り組みに対して支援するものである。

バイオマス利活用フロンティア推進事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 8

国費：190百万円

第4節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成17年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表18のとおりであり、土地改良事業団体連合会の団体数等は、下記のとおりである。

表18 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同連合	計
前年度地区数	6,103	84	6,187
本年度設立地区数	45	0	45
本年度解散地区数	295	3	298
現在地区数	5,853	81	5,934
のべ面積 (ha)	2,830,785	310,156	3,140,941

土地改良事業団体連合会48団体、都道府県土地改良事業団体連合会7,090会員（うち土地改良区（土地改良区連合を含む）5,132、市町村1,753、農業協同組合等205）

(イ) 検査

土地改良法第132条に基づき、土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の検査を実施している。

毎年度の検査は、年度当初に土地改良区等の業務運営の状況及び財務の規模等を勘案して農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分した検査計画を作成し、検査を実施している。なお、これら土地改良区等に対する検査は、原則として3年ごとに行うこととしている。

イ 水土保全強化対策事業

農村地域の都市化・混住化の進展や農業者の高齢

化・後継者不足等に伴う集落機能の低下を起因とした土地改良施設管理の困難化の進展、農業構造改革の加速化・米政策改革に伴う担い手の育成と合理的な水管理・土地利用調整による農用地の利用集積の推進、土地改良事業の実施に関する地元調整課題の増加等、土地改良区は諸課題への的確な対応が求められている。

このような実情にかんがみ、次の事業を行ったものである。

(ア) 土地改良施設管理指導事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良施設の円滑な管理を図るために行う、土地改良施設の診断・管理指導及び土地改良区等と地域住民等が連携した施設管理に関する事業。

(イ) 土地改良換地等促進事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地事務の円滑な推進を図るために行う、土地改良換地士等の技術強化のための研修及び換地事務指導並びに農用地の利用集積の技術的指導等。また、全国農業会議所及び都道府県農業会議が、交換分合による農用地集団化の推進を図るために行う、交換分合に関する啓発普及、技術指導等。

(ウ) 土地改良相談等事業

都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良区等の土地改良事業の事業主体に対して行う、土地改良事業に関する苦情・紛争等についての調停並びに非補助土地改良事業の推進に関する助言及び指導。また、全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地に関する異議紛争について、早期解決及び未然防止を図るために行う助言及び指導。

なお、平成17年度は、5億4,843万円を計上し、上記各事業に対し助成を行った。

ウ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきであるが、近年における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のため

の資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業と、土地改良区の統合整備に伴い必要となる土地改良施設の整備補修を行う土地改良区統合整備連携緊急対策事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設改善対策事業を実施するとともに、水田の畑地転換について一定規模以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する畑地転換に伴う施設改善対策事業の増嵩分に対して助成する畑地化対策事業を実施した。

なお、平成17年度の実施状況は、表19のとおりである。

表19 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

(単位：千円)

年 間 総 事 業 費	16年度	17年度
	12,887,921	12,701,202
国 庫 補 助 額	3,946,842	3,887,639

エ 土地改良区組織運営基盤強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等、土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、農村地域の環境との調和に配慮しつつ、合理的な水・土地利用の調整ときめ細かい水管理の必要性等を踏まえ、より適切かつ効率的な施設管理が期待されている。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷など厳しい農業情勢等の中で、土地改良区は零細・小規模で財政基盤が脆弱化し、その役割を十分に果たせなくなっている事態が生じている。

このような実情にかんがみ、

(ア) 土地改良区等が土地改良施設の効率的・適正な維持管理、土地利用調整、農業の多面的機能の発揮への関与等による地域社会への貢献等に総合的に対応するために必要な基本計画を策定する事業運営改革基本計画策定事業

(イ) 土地改良事業団体連合会に、広域的な統合整備や米政策改革を踏まえた土地利用調整を推進するための指導体制を整備する土地改良区組織運営基盤強化推進事業

- (ウ) 都道府県が策定している統合整備基本計画等に即して行う土地改良区の合併又は合同事務所の設置や、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業
- (エ) 国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織運営基盤を強化する必要があるものについて指導を行う国営関連土地改良区整備強化対策事業
- (オ) 都市化・混住化や管理施設の高度化・複雑化等により農業用排水路等の維持管理に著しい支障が生じている土地改良区が、
- ① 土地改良法第56条第2項に基づく市町村等協議を実施するための管理に要する費用の分担計画の策定等
 - ② 地域住民の参画を得て行う地域環境の維持・創造に資する活動を実施するとともに、管理作業へ地域住民が参画するための協定書の策定等
 - ③ 集落管理組織の機能が低下している土地改良区が効率的な水管理システムを構築するための農業用水管理系統再編計画の策定等
- を行う農業用排水路等管理組織整備推進事業を実施した。
- なお、平成17年度は、2億4,340万円を計上し、上記各事業に対し助成を行った。

(2) 農用地等集団化

ア 換地処分の事前調整及び交換分合の実施

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上で極めて重要であるため、土地改良法に基づく区画整理等に伴う換地処分の事前調整及び農業委員会等が行う交換分合に対して助成を行った。

イ 交換分合附帯農道等整備の実施

交換分合の推進を図るため、交換分合の対象となる農用地の条件を均等化し、大型機械の導入による労働力の節減など集団化の効果を一層向上させるため、交換分合と一体の計画の下で実施する農道等の整備に対して助成を行った。

ウ 平成17年度予算額

46,606百万円の内数（元気な地域づくり交付金）

(3) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等（土地改良財産）については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、17年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表20のとおりである。

表20 管理委託実績（17年度末）

国営土地改良事業完了	
地区数	1,604地区
管理委託済施設数	
ダム、頭首工、揚水機場等	1,320施設
水路、道路	15,718km

(4) 融 資 関 係

ア 農業基盤整備資金（耕地）

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表21のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は補助残資金820万円で前年比188.6%、非補助資金は融資実績なしで、合計820万円で前年比188.6%となった。

表21 17年度貸付実績額

（単位：百万円、%）

	17年度貸付 実績額A	16年度貸付 実績額B	A/B
農業基盤整備資金			
（耕地）	15,733	18,724	84.0
補 助	11,951	13,733	87.0
県 営	9,474	10,955	86.5
団 体 営	2,477	2,778	89.2
非 補 助	3,783	4,991	75.8
一 般	3,783	4,991	75.8
利 子 軽 減	0	0	0
担い手育成農地集積資金	10,683	12,024	88.8
合 計	26,416	30,748	85.9

（注）農林漁業金融公庫「業務統計」による。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表21のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額が1,425万円で前年比65.6%であった。

(5) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額（平準化目標額）を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成17年度末現在で、814地区認定している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成17年度末現在で、1,691地区認定している。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借り入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成17年度末現在で、27地区認定している。

エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成17年度末現在で、57地区指定している。

オ 平成5年度及び平成15年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度及び平成15年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度及び平成15年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、これまで、58地区に対し利子補給を行った。

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、国土交通大臣は、最大取水量が毎秒1.0 m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表22のとおりである。

表22 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
10	30	2	32
11	17	1	18
12	11	2	13
13	19	3	22
14	17	0	17
15	26	2	28
16	21	1	22
17	10	1	11

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。

2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議